

あきる野市におけるパブリックコメントに関する指針

第1 目的

この指針は、あきる野市（以下「市」という。）におけるパブリックコメントに関して基本的な事項を定め、政策形成過程への市民参画の機会を拡充するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民に開かれた市政を推進することを目的とする。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定等する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

第3 対象

パブリックコメントの対象とする政策等の策定等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画の策定若しくは改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改正
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の賦課又は徴収に関するものを除く。）の制定又は改正
- (4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

第4 適用除外

次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントの対象としないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要すると認められる場合
- (2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 軽微な改定等であると認められる場合
- (4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (5) この指針に定める手続と同様の手続が法令等により定められており、その手続に従い政策等の策定等を行う場合
- (6) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関等（附属機関に準じる機関を含む。）が、パブリックコメントと同様の手続を経て報告、答申等を行った場合

第5 政策等の案の公表

- (1) パブリックコメントを実施して政策等の策定等を行う場合には、政策等の案及び市民等が当該政策等の案を理解するために必要な情報を公表し、市民等の意見を募集するものとする。

- (2) 前号の場合にあつては、次に掲げる事項をあわせて公表するものとする。
- ア 意見の提出期間
 - イ 意見の提出先
 - ウ 意見の提出方法
 - エ その他必要な事項
- (3) 第1号による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、ウによる公表については、政策等の案に替えて、その概要又は閲覧等の方法によることができる。
- ア 担当部署の窓口での閲覧又は配布
 - イ 市役所の情報公開コーナーでの閲覧又は配布
 - ウ 市の広報紙への掲載
 - エ 市のホームページへの掲載
 - オ その他有効な方法

第6 意見の提出

- (1) 意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から14日以上とし、政策等の案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由により14日の期間を確保できない場合は、この限りではない。
- (2) 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。
- ア 担当部署への書面の提出
 - イ 郵便等による書面の送付
 - ウ ファクシミリによる送信
 - エ 電子メールによる送信
 - オ その他実施機関が適当と認める方法
- (3) 意見を提出するものは、原則として、住所、氏名等（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名等）を明らかにするものとする。

第7 意見の考慮

実施機関は、パブリックコメントの手続により政策等を策定等する場合には、市民等から提出された意見を十分に考慮して、意思決定を行うものとする。

第8 意見の公表

- (1) 実施機関は、第7の規定により意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。
- ア 提出された意見又はその概要
 - イ 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - ウ 提出された意見を踏まえ、政策等の案を修正したときは、その修正の内容
- (2) 提出された意見のうち、個人又は法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがある情報その他公表することが不適当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

第9 実施状況等の情報提供

市長は、パブリックコメントの実施状況等を取りまとめ、市のホームページに掲載等を行い、市民等に情報提供するものとする。

附則

この指針は、平成21年10月30日から施行する。

附則

この指針は、平成23年1月12日から施行する。